

2020年度 早稲田大学大学院法務研究科  
法学既修者試験 論述試験  
民 法  
( 出題の趣旨 )

---

**【出題の趣旨】**

**問題 1**

(1) 取得時効の成否(①)を検討した上で、時効による所有権取得を時効完成前の第三者に主張することができるか(②)を問う問題である。事案を適切に分析した上で、要件充足の有無を検討し、解釈を提示することが求められる。①では、CがAの占有を併せて主張し(187条1項)、Aの占有が悪意であったことを承継すること(同条2項)を踏まえて、取得時効の要件(162条1項)を充足するかを検討する必要がある。②では、DがCの取得時効完成前の第三者に当たることを踏まえて、時効取得者と時効完成前の第三者との関係がどうなるかについて解釈を示す必要がある。

(2) CD間の賃貸借契約において、CDいずれの責めにも帰することができない事由によって目的物の使用収益ができない状態になっている場合に、賃借人Cが貸與人Dに対してどのような権利を行使することができるかを問う問題である。複数の制度のそれぞれについて、要件・効果を整理して記述することが求められる。①CのDに対する修繕請求(606条1項)の可否について検討する必要があるが、その際には、要修繕につきDに帰責事由がなくてもCの修繕請求が認められるか、また、修繕が不能な場合に当たらないか(412条の2第1項参照)、などの点にも言及するのが望ましい。②その他に、Cが自ら修繕した場合にDに対して費用償還請求をすることができるか(608条)、CがDに対して債務不履行による損害賠償を請求することができるか(415条)、Cが修繕請求をしてもDがこれに応じない場合にCが賃貸借契約を解除することができるか(541条)、なども検討されてよい。

**問題 2**

(1) 債権譲渡の対抗要件の基本知識を問うものである。債権の二重譲渡における譲受人間の優劣は、民法467条2項所定の第三者対抗要件の具備によって決まる。そこで、確定日付ある証書による通知が複数ある場合について、到達時説をその根拠とともに説明し、同説によれば本事例でどうなるかを示すことが標準的な解答となる。到達時説の問題点や他の考え方も検討していれば、それも評価対象となる。

(2) 債権者の確知不能を原因とする弁済供託(民法494条2項)に関するものである。本事案においては、(1)の通り債権者が定まる以上、弁済者が過失なく債権者を確知することができないとはいえ、供託できないというのが標準的な解答となる。

(3) 債権譲渡の合意解除の効果及び債務者Bが当初の劣後譲受人Cに弁済した場合の事後の法律関係を問うものである。債権譲渡の合意解除による債権の復帰について、債務者対抗要件である通知は、当初の譲受人Dがすべきものであり、当初の譲渡人Aがした通知はこれにあたらぬ。それでもBがCに対してした弁済の効力を認めうるかについては、たとえば、民法478条の適用の有無やBの承諾があると評価できるかが検討対象となる。BC間では、BのCに対する不当利得返還請求が問題となる。その際、Cの側からBの弁済には民法478条が適用されるのでBには損失がないと主張できるかが問題となる。

以 上